



各種手当の申請を受け付けています

子育て家庭の負担を軽減

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある 20 歳未満の子どもを養育している家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を助けるための制度です。

受給できる人	20 歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいがある子どもを養育している父か母、または父母に代わって養育している人
受給できる額 (月 額)	1 級 …… 1 人につき 50,050 円 2 級 …… 1 人につき 33,330 円

※ 4 月、8 月、11 月に受給できます。

障害児福祉手当

在宅で日常生活において、重度の障がいのために特に必要とされる介護などの負担を軽減するための制度です。

受給できる人	知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする 20 歳未満の人
受給できる額 (月 額)	1 人につき 14,180 円

※ 2 月、5 月、8 月、11 月に受給できます。

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭のみなさんが負担した医療費(保険診療範囲内)の一部を助成します。ひとり親(父子・母子)家庭の父・母、その人に扶養されている子どもまたは父・母のいない子どもが対象です。

対 象 者	助 成 期 限
ひとり親家庭の父または母	子どもが 20 歳になる誕生月の末日まで
ひとり親家庭などの子ども	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで

助 成 額	外来(薬局・歯科などを含む)・入院保険診療分(一部負担金)の 3 分の 2
請求方法	医療機関(薬局も含む)で外来受診・入院の時に一部負担金を支払い、その領収書を申請書に貼付し請求する
請求期限	診療月の翌月から 1 年以内
請求に必要なもの	印鑑、領収書、ひとり親家庭医療費受給資格証

※各手当などを受給するためには、役場子ども課で申請が必要です。ただし、対象者や同居家族などの所得が一定額以上のときは受給できません。

じどうかん 児童館

2 月 わくわくらぶ

日 曜	内 容
4 火	りす(1 歳) 雪だるま製作
5 水	ひよこ(0 歳) リズム遊び
7 金	ぞう(2 歳以上) わっかココロ製作
18 火	りす(1 歳) 誕生会
21 金	ぞう(2 歳以上) 誕生会
26 水	ひよこ(0 歳) おひなさま製作

●就園前の乳幼児親子を対象としたふれあい遊びのサークルです(登録制)。今年度は、全クラス定員に達しました。

●開館日…月～土曜日(年末年始・祝日除く) ☎ 234-6124

●利用時間

小学生以下:午前 10 時～午後 5 時 中高生:午前 10 時～午後 6 時

※正午～午後 1 時は利用できません

参加費無料♪

ドナルド先生と遊ぼう

日 時 2 月 22 日(土)
午前 10 時 30 分
～ 11 時 30 分

対 象 者 幼児～小学生
※幼児は保護者同伴

定 員 50 人

申込期間 2 月 10 日(月)～ 21 日(金)

●申し込みは児童館まで(電話可。開館時間内に限る。)

